

# 総合保険制度 積立年金保険のご案内

(拠出型企業年金保険)

1

毎月の給与とボーナス  
からの積立てで、  
退職後の公的年金を  
カバーできます!

2

毎月・ボーナスの保険料は、  
給与所得の保険料控除  
の対象になります!

一般コース	一般生命保険料控除
個人年金コース	個人年金保険料控除

税務の取扱いについて税制改正により、  
今後変更となることがあります。

## 老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

ご参考 「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



## ご注意

新規加入・加入内容の変更・一般コースの一部払出は、年一回の更新案内期間(3月)のみとなります。  
(一部払出に関しましては、別途請求書が必要です。共助組合までお申し出ください。)  
申込締切日以降は、提出した申込書の加入内容変更・取り消しができませんので、ご注意ください。  
保険期間中に脱退する場合は、共助組合までご連絡ください。

(加入手続き等に関するお問い合わせ先)

**フリーダイヤル0120-076-669**

設置期間 令和7年2月25日(火)～令和7年3月21日(金)  
平日9:00～17:00(土・日・祝日年末年始は除く)

設置期間終了後は、明治安田 関西公法人部 法人営業第一部  
TEL (078) 252-2270

申込締切日 令和7年3月21日(金)

責任開始期  
(加入日) 令和7年7月1日(火)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP.9～P.10に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

# 積立年金保険

拠出型企業年金保険 (加入日(責任開始日) 令和7年7月1日(火))

## 意向確認【ご加入前のご確認】

拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特徴

### ① 毎月の給与とボーナスから積立できます!

以下2つのコースがあります。

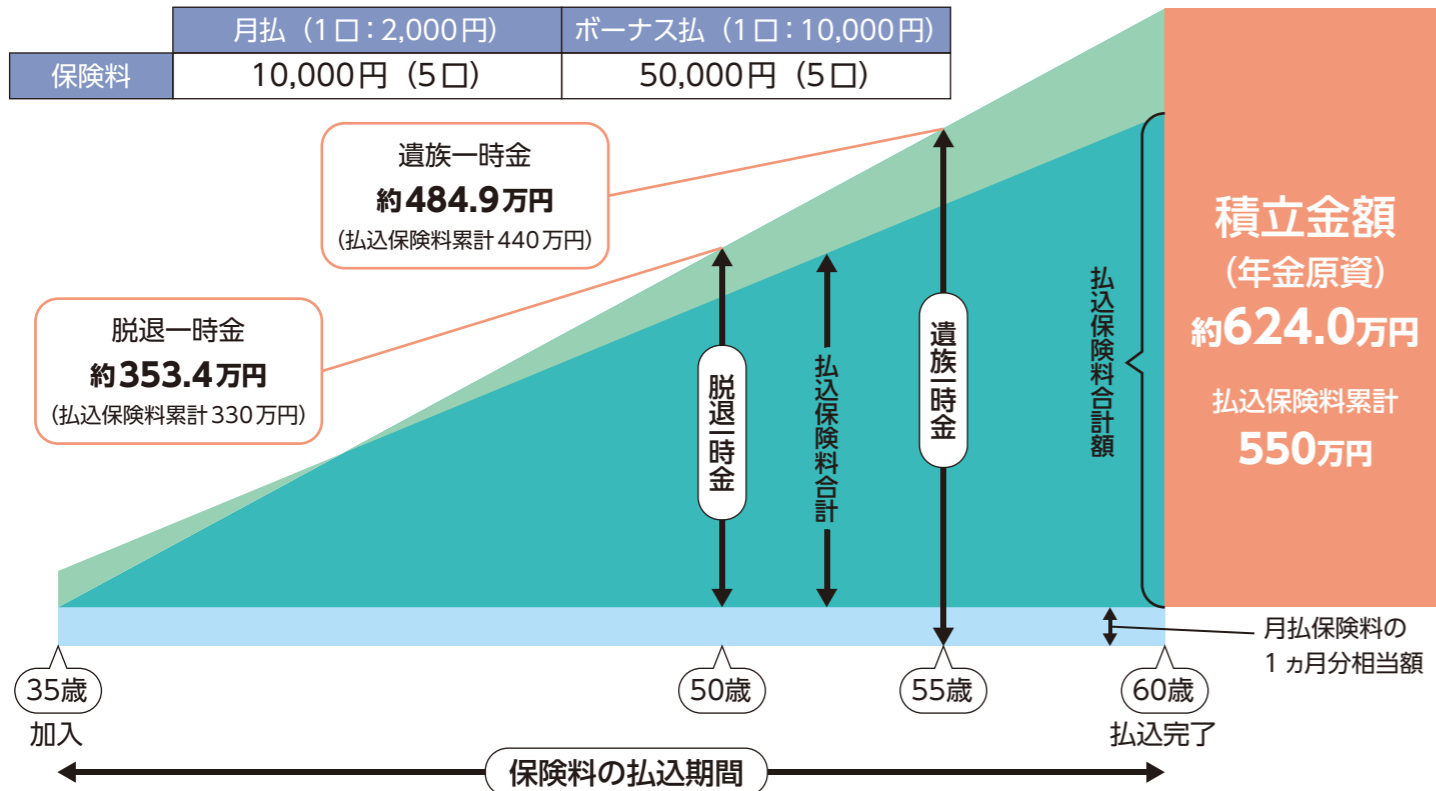
- 一般コース** 月 払: 2,000円を1口とし、1口~100口の間で口数を選択  
ボーナス払: 10,000円を1口とし、1口~100口の間で口数を選択
  - 個人年金コース(\*)** 月 払: 2,000円を1口とし、1口~5口の間で口数を選択  
ボーナス払: 10,000円を1口とし、1口~5口の間で口数を選択
- (\*) 必ず一般コースにも1口(月払)以上加入する必要があります。

### ② 毎月・ボーナスの保険料は給与所得の保険料控除の対象になります!

- 一般コース** 一般生命保険料控除
- 個人年金コース** 個人年金保険料控除

## 加入例 在職中

- 加入年齢: 35歳 ●保険料払込完了年齢: 60歳
- 積立期間: 25年 ●加入金額: 下表通り



注1 上記しくみ図記載の数値は、給付額試算表によります。

注2 脱退一時金は中途脱退(更新時・脱退時)のときお支払いします。遺族一時金は死亡の場合、脱退一時金に月払保険料1ヵ月分相当額を合算してお支払いします。(加入者の遺族に支払われます。)なお、遺族とは、労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の順位によるものをいいます。

注3 ボーナス払の第1回保険料の控除は12月で第2回目の控除は6月です。

## 加入例 退職後

### 一般コース (一般生命保険料控除) に加入の場合

退職時に以下のA③Cのいずれか又は複数を選択できます。

#### A 年金保険コース

在職中の積立金(年金原資)を払込完了後に年金として受け取るものです。(一般コース)お申し出により、年金開始を最長5年間繰り延べすることができます。

##### ●5年確定年金(定額型)を選択した場合



##### その他選択できる年金

- 10年確定年金
- 10年保証期間付終身年金
- 10年保証期間付夫婦連生終身年金
- 支払額二段階型 10年確定年金
- 支払額二段階型 10年保証期間付終身年金

#### B 医療保険コース (一般コースのみ)

退職後も一生涯の病気・ケガによる入院・手術などの保障が得られます。保険料は、在職中の積立金(原資)を充当します。

「終身タイプ」1口(入院給付金日額5,000円)、または2口(入院給付金日額10,000円)を選択できます。(既に医療保険を契約している場合は、アクサ生命引受の他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。)  
※制度内容の詳細については退職時に別途配布されるパンフレットをご参照ください。

(引受保険会社:アクサ生命保険株式会社) Form No.0D4465(9.0) AXA-A1-2501-0037/9W2 2025.01.17

#### C 一時金受取 約624.0万円

積立金(年金原資)を払込完了後に一括して受け取ることができます。

年金のお支払いにかえて積立金(年金原資)を一括で一時金として受け取るか、年金・医療保険の各コースへ充当後、残金を受け取ることができます。

### 個人年金コース (個人年金保険料控除) に加入の場合

退職時に以下のA③Cのいずれかを選択できます。

#### A 年金保険コース

##### ●10年確定年金(定額型)を選択した場合



##### その他選択できる年金

- 10年保証期間付終身年金
- 支払額二段階型 10年確定年金
- 10年保証期間付夫婦連生終身年金
- 支払額二段階型 10年保証期間付終身年金

#### C 一時金受取 約624.0万円

年金のお支払いにかえて積立金全額を一括して一時金で受け取ることができます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

# お取扱いについて

## 保険料払込方法

保険料は、加入者負担です。月払、ボーナス払は一口当たり約1.3%の制度運営費を含んでいます。

### ■一般コース

月払：2,000円を1口とし、1口～100口の間で口数を選択することができます。

ボーナス払：6月と12月に10,000円を1口として、1口～100口の間で口数を選択することができます。

### ■個人年金コース（必ず一般コースにも1口（月払）以上加入する必要があります。）

月払：2,000円を1口とし、1口～5口の間で口数を選択することができます。

ボーナス払：6月と12月に10,000円を1口として、1口～5口の間で口数を選択することができます。

**ボーナス払は、月払への加入が条件となります。月払は7月給与、ボーナス払は12月賞与から引去・変更を開始します。**

## 加入年数と積立金額（給付額試算表）

〈保険料払込期間中の給付額試算表〉

〈例〉月払5口 10,000円、ボーナス払1口 10,000円の場合

加入期間	月払保険料10,000円（5口）の場合		ボーナス払保険料10,000円（1口）の場合	
	払込保険料合計額	積立金額 (脱退一時金額)	払込保険料合計額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	120,000円	約 118,850円	20,000円	約 19,790円
2	240,000	239,000	40,000	39,800
3	360,000	360,500	60,000	60,030
4	480,000	483,300	80,000	80,480
5	600,000	607,500	100,000	101,170
6	720,000	733,100	120,000	122,080
7	840,000	860,100	140,000	143,220
8	960,000	988,500	160,000	164,600
9	1,080,000	1,118,300	180,000	186,220
10	1,200,000	1,249,600	200,000	208,080
15	1,800,000	1,928,350	300,000	321,110
20	2,400,000	2,646,100	400,000	440,630
25	3,000,000	3,405,050	500,000	567,020
30	3,600,000	4,207,750	600,000	700,680
35	4,200,000	5,056,700	700,000	842,040
40	4,800,000	5,954,600	800,000	991,560

(注) 加入年数が短いうちに脱退しますと積立金額が払込保険料合計額を下回る場合があります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料82,598万円を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率（令和6年12月1日現在）を引受割合（令和6年12月1日現在）に基づき加重平均した率年1.240%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率（令和6年12月1日現在年1.25%）を使用しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

## 「積立年金保険」と「税金」

### ■コース選択時（払込完了時）の税は？

#### ●保険料

一般コースのご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。保険料とは医療保険コースへの充当保険料を含みます。

個年コースの加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。

#### ●脱退一時金（拋出型企業年金保険）は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2（他に一時所得がない場合）

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

#### ●遺族一時金

相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。

#### ●積立金から医療保険への充当保険料

一時所得として課税対象となります。また、払込保険料として一般の生命保険料控除の対象となります。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

### ■コース選択後（払込完了時）の税は？

#### 年金保険コース

#### ●加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額（見込額）}}$

※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。

#### ●年金受給中に加入者本人が死亡した場合、確定年金・10年保証期間付終身年金では保証期間中、遺族に年金が支給されます。遺族が受け取る年金は、雑所得の対象です。

また、一時金での受取は相続税の対象です。

※遺族は、労働基準法施行規則第42～第45条に定める遺族補償順位（配偶者・子・養父母・実父母・孫・祖父母…の順）となります。

※退職にともない、被扶養者となられる方は、幹事会社までご相談下さい。

#### 医療保険コース

#### ●各給付金・高度障害保険金は非課税です。（所基通9-21）

#### ●死亡保険金は相続税の対象です。

※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。（相続税法第12条）

加 入 日 (責任開始日)	定められた更新案内期間中に申込みを受け付け、令和7年7月1日(火)から加入となります。																																				
加 入 口 数 の 変 更 (増口・一部中止)	年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け令和7年7月1日付けで取り扱います。 加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について保険料の払込を中止することができます。 ※一部中止については下記別表を事由とします。加入者は次の事由がある場合には、お申し出により積立金の払い出し(減口)や保険料払込の中止をすることができます。																																				
減 口 及 び 全 口 中 止 の 取 扱	<p>※減口とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。</p> <p>※全口中止とは、払込みを中断するもので積立金の払い出しをせず他の積立金同様に継続して運用されます。月払を全口中止する場合は、ボーナス払も全口中止されます。ただし、全口中止ができるのは3年間が限度です。</p> <p>【一般コース】 加入者は右記事由がある場合にはお申し出により積立金の払い出し(減口)や保険料の払込の中止をすることができます。</p> <p>【個人年金コース】 減口・全口中止ともにお取り扱いできません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">&lt;別表&gt;</th> <th colspan="2" style="text-align: right;">(○は該当事由)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">減口</th> <th style="text-align: center;">中止</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③住宅の取得</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④教育(親族の教育を含む)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤結婚(親族の結婚を含む)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥債務の弁済</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<別表>		(○は該当事由)		事 由	減口	中止		①災害	○	○		②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○		③住宅の取得	○	○		④教育(親族の教育を含む)	○	○		⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○		⑥債務の弁済	○	○		⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	×	○	
<別表>		(○は該当事由)																																			
事 由	減口	中止																																			
①災害	○	○																																			
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○																																			
③住宅の取得	○	○																																			
④教育(親族の教育を含む)	○	○																																			
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○																																			
⑥債務の弁済	○	○																																			
⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	×	○																																			
加 入 口 数	<p>●更新案内期間中に限り、新規加入・口数の増減ができます。</p> <p>●月払は7月給与、ボーナス払は12月賞与から引去・変更を開始します。(6月給与・賞与は、既契約の保険料金額を引き去ります)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">一般 コース</th> <th style="text-align: center;">個人年金 コース</th> <th style="text-align: center;">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">増 口</td> <td style="text-align: center;">○ 最大100口</td> <td style="text-align: center;">○ 最大5口</td> <td>更新時 既加入口数 変更後口数 例: 1口 → 5口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部中止</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>更新時 払込中止口数分の積立金は払い出しをせず、据え置いて運用 例: 5口→3口(2口分は保険料の払込を中止)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全口中止 (中 断)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>育児休業者のみ可(最長3年間) ※期間を過ぎますと脱退となります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">払 出 (減 口)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>減口とは払込を継続しながら積立金を払い出しするものです。 <b>年一回更新案内期間中のみ受付</b></td> </tr> </tbody> </table>		一般 コース	個人年金 コース	説 明	増 口	○ 最大100口	○ 最大5口	更新時 既加入口数 変更後口数 例: 1口 → 5口	一部中止	○	○	更新時 払込中止口数分の積立金は払い出しをせず、据え置いて運用 例: 5口→3口(2口分は保険料の払込を中止)	全口中止 (中 断)	○	×	育児休業者のみ可(最長3年間) ※期間を過ぎますと脱退となります。	払 出 (減 口)	○	×	減口とは払込を継続しながら積立金を払い出しするものです。 <b>年一回更新案内期間中のみ受付</b>																
	一般 コース	個人年金 コース	説 明																																		
増 口	○ 最大100口	○ 最大5口	更新時 既加入口数 変更後口数 例: 1口 → 5口																																		
一部中止	○	○	更新時 払込中止口数分の積立金は払い出しをせず、据え置いて運用 例: 5口→3口(2口分は保険料の払込を中止)																																		
全口中止 (中 断)	○	×	育児休業者のみ可(最長3年間) ※期間を過ぎますと脱退となります。																																		
払 出 (減 口)	○	×	減口とは払込を継続しながら積立金を払い出しするものです。 <b>年一回更新案内期間中のみ受付</b>																																		
脱 退	<p>在職中の任意脱退(解約)は、随時受け付けます。給付金請求書の提出が必要となります。 ※毎月24日までに給付金請求書を提出してください。一般コース・個年コース両方ご加入の方は、両コースとも脱退になります。 &lt;共助組合へお申し出ください。連絡先(078-322-5099)&gt; ※更新時にも申し込めます(6月末脱退)。 ※加入年数が短い場合、脱退一時金が払込保険料合計額を下回る可能性があります。</p>																																				
退 職	<p>退職の場合は脱退(解約)になります。 給付金請求書の提出が必要となります。 ※退職1ヵ月前を目処に共助組合にご連絡ください。(078-322-5099) ※定年退職の場合は共助組合への連絡は不要です。</p>																																				
在 職 中 の 給 付	<p>在職中に脱退または死亡したときは、次の給付があります。</p> <p>①脱退(解約)したとき:脱退一時金が加入者本人に支払われます。</p> <p>●退職等で加入資格を喪失し、コース選択の条件を満たさない方は、脱退となります。</p> <p>●個人年金コースに加入されている方が一般コースを脱退された場合、自動的に個人年金コースも脱退となります。</p> <p>●月払、ボーナス払、在職中任意一時積増の積立金、すべてが脱退となります。</p> <p>②脱退(死亡)したとき:遺族一時金(脱退一時金+月払保険料1ヵ月分相当額)が加入者の遺族に支払われます。 ※遺族とは労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>																																				

保険料払込完了時のコース選択と給付	<p>保険料払込完了時に、次のコースを選択することができます。</p> <p>【一般コース】は年金保険コース・医療保険コース・一時金受取</p> <p>【個人年金コース】は年金保険コース・一時金受取</p>
年金受給開始後の給付	<p>●年金受取人(保険料負担者)は被保険者本人です。</p> <p>【一般コース】 保険料払込完了年齢(65歳)に達した時、または当制度から満50歳以上で死亡以外の事由により脱退されたとき、加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は確定年金と終身年金のいずれも選択可能です。ただし、初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。 支払額二段階型年金・夫婦連生終身年金の場合は、初年度年金月額が2万円未満の場合には、年金選択ができません。</p> <p>【個人年金コース】 保険料払込完了年齢(65歳)に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は、確定年金と終身年金のいずれも選択可能です。保険料の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で脱退されたときに加入者に年金をお支払いいたします。ただし、60歳未満で脱退されたときは終身年金のみ選択となります。</p> <p>●確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時払の積増限度額となります。</p> <p>●加入者はお申し出により、年金開始を最長5年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中は保険料の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は、減口のお取扱いはできません。 ※年金は年4回(1月、4月、7月、10月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。</p> <p>①<b>確定年金</b> (5・10年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。</p> <p>②<b>保証期間付終身年金</b> 保証期間中(10年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。 ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。</p>
配 当 金	<p>毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。</p>

神戸市職員共助組合での取扱いは次ページをご参照ください。

## 神戸市職員共助組合の取扱い

	一般コース	個人年金コース
加入資格	一般コースは加入日（毎年7月1日）に満15歳以上63歳未満の神戸市職員共助組合員で申込日現在健康で正常に就業している方、かつ保険料払込完了年齢（65歳）までに2年以上ある方。なお、61歳で加入資格を喪失（退職）する方は、2年間の保険料払込期間が必要なので59歳未満の方で上記条件を満たす方となります。	個人年金コースは加入日（毎年7月1日）に満15歳以上55歳未満の神戸市職員共助組合員で申込日現在健康で正常に就業している方、かつ払込完了年齢（65歳）まで10年以上ある方。 ※個人年金コースに加入するには、必ず一般コースにも1口以上（月払）加入する必要があります。
保険料所得控除	一般の生命保険料控除（旧）	個人年金保険料控除（旧）
月払およびボーナス払	月 払…1～100口（1口2,000円） ボーナス払…1～100口（1口10,000円） ※ボーナス払は月払への加入が必要です。	月 払…1～5口（1口2,000円） ボーナス払…1～5口（1口10,000円） ※ボーナス払は月払への加入が必要です。
一時積増	●在職中任意一時積増（10月～11月更新案内） ●退職時一時積増 10口～2,000口（1口10,000円） ※在職中任意一時積増は月払への加入が必要です。	不可
払い出し（減口）*	年1回更新案内期間中（3月）のみ受付	不可
積立中断	可能（育児休業者のみ）	不可
年金受給資格	●払込完了年齢（65歳）に達したとき、または、満50歳以上で、死亡以外の事由により脱退されたとき。 ●初回の受取年金月額が、1万円以上となる年金原資が必要です。 ※支払額二段階型年金・夫婦連生終身年金は初回の受取年金月額が2万円以上必要です。	●払込完了年齢（65歳）に達したとき、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたときに、確定年金または終身年金の中から1種類を選択することができます。ただし、60歳未満で脱退された場合は終身年金のみの選択となります。 ●払込期間が10年未満の場合、一時金受取となります。
年金額	初年度年金月額1万円以上 （1万円に達しない場合、一時金で受け取る）	初年度年金月額1万円未満（少額年金）の取り扱いも可
退職時の選択コース	<b>A</b> 年金保険コース ●5年確定年金 ●10年確定年金 ●10年保証期間付終身年金 ●10年保証期間付夫婦連生終身年金 ●支払額二段階型年金（10年確定年金） ●支払額二段階型年金（10年保証期間付終身年金） <b>B</b> 医療保険コース <b>C</b> 一時金受取	<b>A</b> 年金保険コース ●10年確定年金 ●10年保証期間付終身年金 ●10年保証期間付夫婦連生終身年金 ●支払額二段階型年金（10年確定年金） ●支払額二段階型年金（10年保証期間付終身年金） <b>C</b> 一時金受取
遺族一時金	●死亡したとき：脱退一時金+月払保険料の1ヵ月分相当額	

\*払込を継続しながら積立金を払い出すものです。

※月払、ボーナス払、一時払は一口当り約1.3%の制度運営費を含んでいます。

## 休職者（育児休業）の取扱い

●育児休業の事由により保険料控除ができない方は、次のどちらかを選択の上「願書」（様式は共助組合にあります）を提出してください。

①積立を中断する（中断申込書も必要）。

※ただし、個人年金コースは中断できないため、②を選択してください。

②共助組合所定の方法により保険料を払い込む。

●積立の再開については、更新案内時期（年1回）に申込書を提出してください（令和7年7月1日から再開できます）。

それ以外の時期は共助組合へお申し出ください。連絡先（078-322-5099）まで。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

〔引受保険会社〕 明治安田生命保険相互会社（事務幹事）

日本生命保険相互会社

富国生命保険相互会社

第一生命保険株式会社

アクサ生命保険株式会社

〔連絡先〕 明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第一部

〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5F TEL078-252-2270

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

### 個人情報に関する取扱いについて

#### <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

### 「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

# 契約概要・注意喚起情報(生命保険)

積立年金保険(拠出型企業年金保険)

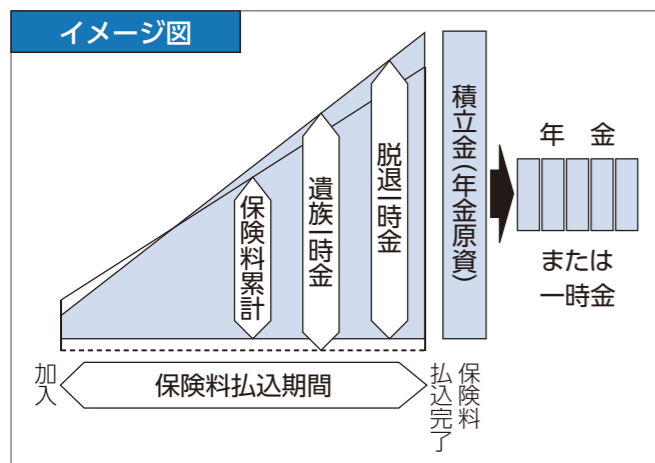
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ①商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



### ②加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### ③積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### ④年金や一時金が主に支払われる場合

#### ■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

#### ■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

#### ■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### ⑤配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### ⑥引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ①お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ②責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### ③年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### ④保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### ⑤信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### ⑥ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する  
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社  
関西公法人部 法人営業第一部  
078-252-2270

(注) 一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### ⑧予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

### ⑨ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### ⑩年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。